

旭川地方法務局からのお知らせ

①相続登記の義務化が始まります。

公共事業、復興事業などの土地利用を阻害する所有者不明土地の問題は、相続登記がなされないことが大きな原因となっています。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から相続登記が義務化されることとなりました。

これにより、不動産を所有する方が亡くなられた場合、その相続人は、所有権の取得を知った日から3年以内（遺産分割協議の場合は、話し合いがまとまった日から3年以内）に相続登記の申請をしなければならないことになりました。これは、すでに発生している相続も対象となり、令和6年4月1日から3年以内に相続登記が必要となりますので、ご注意ください。

《手続きの詳細》

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html



②法定相続情報証明制度

相続が発生すると、亡くなられた方名義の預金の払戻しを始めとする様々な手続きに、大量の戸籍書類一式をそれぞれ個別に提出する必要があります。

法定相続情報証明制度は、法務局に申出書、戸籍書類一式及び相続関係を示した図（法定相続情報一覧図）を提出すれば、法定相続人の証明書を何通でも無料で取得できる制度です。亡くなられた方の相続登記、預金の払戻し、相続税の申請、年金手続きなどに戸籍書類一式の提出が省略できますので、大変便利です。

《手続きの詳細》

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page_7_000013.html



③自筆証書遺言書保管制度

ご自身で作成した遺言書は、法務局で安全・確実に保管することができます。

法務局に預けておけば、紛失や改ざんを防ぐことができ、本人が亡くなられた場合、ご遺族に通知することもできます。また、遺言書の内容を証明書として取得し、相続登記手続きや金融機関での各種手続きに利用することができます。

手続きは予約制となっていますので、まずはお問い合わせください。

《手続きの詳細》

https://houmukyoku.moj.jp/asahikawa/category_00015.html



お問い合わせ先 旭川地方法務局登記部門

①相続登記の義務化について ☎0166(38)1146

②法定相続情報証明制度について ☎0166(38)1166

③自筆証書遺言書保管制度について ☎0166(38)1166

※受付時間:平日 8時30分から17時15分まで

流木の無料配布を行います

【配布期間】

令和5年9月1日(金)～令和5年9月29日(金)

【配布場所】

幌延町字上幌延（幌延河川水防ヘリポート）

【注意事項】

- ・用意した流木がなくなり次第、配布終了となります
- ・流木の長さは160cm程度です
- ・利用については、私的利用のみとさせていただきます
- ・大型車両はご遠慮願います
- ・車上への積み込み作業などの安全確保、事故や怪我については自己責任でお願いいたします

お問い合わせ先

留萌開発建設部 幌延河川事務所
電話 5-1231(内線25)

北方領土返還要求署名のお願い

8月は

「北方領土返還要求運動強調月間」

です。

一人の思いを署名にて結集し、北方領土の返還を実現しましょう。

北方領土問題の解決のためには、領土返還に向けた外交交渉の展開を強く要望する道民世論の結集が何よりも必要です。皆さまからいただいた署名は、国会法第79条の規定による請願書として衆議院および参議院に提出します。

○署名場所

- ・役場1階町民ホール
- ・幌延町生涯学習センター
- ・問寒別生涯学習センター



== 署名にあたってのお願い ==

- ・署名簿には、住所・氏名を記入してください。
- ・署名の意志がある方であれば、年齢は制限していません。